

高知県私立高等学校定時制通信制課程教科書学習書給与費補助金事業実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため私立高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する者を対象として、学校法人が行う私立の定時制課程教科書給与及び通信制課程教科書学習書給与に要する経費に対する補助の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 本要領における「有職生徒」とは、定職に就いている者及び1年間に90日以上（当該年度内に90日以上。以下同じ。）パート又はアルバイトに就いている者とする。

2 「定職」とは、年間を通じて一定の職業をもち、その収入によって本人又は家族の生活の全部又は一部を賄っている場合（自家営業等に従事する場合を含む。）をいうものとする。

3 「パート又はアルバイト」とは、定職の定義にあてはまらない就労形態をいうものとする。

(教科書給与の対象者)

第3条 教科書給与の対象となる者は、高等学校の定時制課程に在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、当該年度において履修するための教科書を購入する者とする。

(教科書学習書給与の対象者)

第4条 教科書学習書給与の対象となる者は、高等学校の通信制課程の本科に在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、2年次生にあつては14単位以上、3年次生以上にあつては28単位以上を修得した者で、当該年度において2以上の教科又は科目を履修し、かつ、そのための教科書及び学習書を購入する者とする。

第5条 前2条の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校の生徒については、卒業を目的として在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、入学後2年目にあつては14単位以上、3年目以降にあつては28単位以上を修得した者で、当該年度において2以上の教科又は科目を履修し、かつ、そのための教科書又は学習書（通信制課程のみ）を購入するものとする。

(有職生徒以外の給与対象者)

第6条 第3条から前条までに規定する対象者のほかに、有職生徒以外の生徒で、疾病等その他やむを得ない事由により学校長が適当であると認めた者については、教科書又は学習書（通信制課程のみ）の給与の対象とすることができる。

(給与の申請及び時期)

第7条 給与を希望する者は、申請書に第9条による証明書等を添付し、学校長に提出するものとする。

2 申請の時期は、前年度3月1日から当該年度の4月30日までのうち学校長が定める期間とする。ただし、年度途中の転・編入学者については、転・編入学の日より1か月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い時期とする。

また、第9条第1号のエ及び第2号のウに該当する者については、当該年度の3月31日までとする。

(給与対象者の認定)

第8条 第3条から第6条までに規定する対象者の認定に当たっては、証明書等により学校長が適正に対象者を決定するものとする。なお、決定の時期は、当該年度の4月1日以降とする。

(認定要件及び証明書)

第9条 給与対象者となる者の要件及び申請書に添付する証明書等については、次のとおりとする。

(1) 定職に就いている者

ア 申請時において、定職に就いている者とする。

イ 証明書等については、定職に就いている者であることを確認できる書類（在職証明書、雇用契約書等の写し等）とする。

ウ 自家営業等に従事する者については、第三者（民生委員、各業種組合、町内会長等。以下同じ。）の証明する書類をもって在職証明等に換えることができる。

エ 年度途中で定職に就いた者については、90日以上勤務することが確認できる場合はその時点で、できない場合は90日以上勤務した時点において給与対象者として取り扱うことができることとする。

なお、申請に当たっては90日以上勤務することが確認できる書類又は90日以上勤務したことを証明する書類を添付させることとする。

(2) パート又はアルバイトの職に就いている者

ア 申請時において、パート又はアルバイトの職に就いている者とする。

イ 証明書等については、パート又はアルバイトの職に就いていること（在職証明書等）及び90日以上勤務することが確認できる書類（雇用契約書の写し等）とする。

ウ 雇用契約書等により90日以上勤務することが確認できない者については、年度途中で90日以上勤務することが確認できた時点又は90日以上勤務した時点において給与対象者として取り扱うことができることとする。

なお、申請にあたっては90日以上勤務することが確認できる書類又は90日以上勤務したことを証明する書類を添付させることとする。

(3) 疾病等により職に就くことができない者

ア 申請時において、疾病等により職に就くことができない（入院、通院、リハビリ等により当該年度を通じて職に就くことができない）と認められる者とする。

イ 証明書等については、医師の診断書等とする。

(4) 心身に障害がある者

ア 申請時において、心身の障害により職に就けない者とする。

イ 証明書等については、障害者手帳の写し、医師の診断書等とする。

(5) り災により経済的に修学が困難な者

ア 申請時において、り災により経済的に修学が困難な状況にある者とする。

イ 給与の対象となる期間は、原則としてり災した当該年度及び翌年度のうち学校長が適当と認める期間とする。

ウ 証明書等については、り災証明の写し等とする。

(6) 職に就く意思はあるが、職がなく求職中の者

ア 申請時において、求職中であるが諸般の事情により就職が困難な状況にある者とする。

イ 証明書等については、求職中であることを証明する書類等とし、求職中であることを証明する書類とは以下のとおりである。

(ア) 雇用保険受給資格者証の写し

(イ) 公共職業安定所の求職票の写し

(ウ) 職業安定法第27条の規定で学校長が公共職業安定所の業務の一部を分担している場合に限り、その分担の範囲内で求職中であると証明した書類

(エ) 職業安定法第33条の2の規定により無料職業紹介事業を行うことができる学校長が求職中であると証明した書類

(オ) その他学校長が求職中であると判断することができる証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由がある者

ア 申請時において、生活保護世帯であること、家族の看病のために就職できない等やむを得ない理由があると認められる者とする。

イ 証明書等については、第三者が当該生徒の状況を証明した書類等とする。

(還 付)

第10条 給与の前に既に教科書及び教科書学習書を購入している場合は、その代金を還付するものとする。

2 還付に当たっては、領収書等により金額を確認のうえ本人の請求により還付するものとする。

(教科書及び学習書)

第11条 補助の対象とする教科書及び教科書学習書は、当該年度の教科書目録に掲載されているもの又は知事が補助の対象とすることが適当と認めたものに限る。ただし、この場合においては、県教育委員会の意見を聞くことができるものとする。

(その他)

第12条 教科書等の給与に当たって、該当者とその者に対応する教科書等の冊数を十分確認すること。

2 転・編入学、留年等の者に対しては、同じ教科書等を再給与しないこと。

3 学校長は、個人別支給調書（別紙様式1及び別紙様式2）を作成しなければならない。ただし、同調書の各事項を含んだ他の調書をもってこれに代えることができる。

4 この事業に関する証拠書類の保存期間は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間とする。ただし、前項に定める個人別支給調書については、当該生徒が卒業した日の属する年度の翌年度から5年間とする。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成34年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要領の第12条第4項の規定は同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別紙様式 1

平成 年度私立高等学校定時制通信制課程教科書学習書給与費補助金
 (定時制課程教科書給与費) 個人別支給調書

給与対象 生徒氏名	学年 次別	教科書		給与額	給 与 年月日	備 考
		科目名	金額			
			円	円		
合 計						

